

非常災害対策計画

平成29年3月

社会福祉法人 新十津川町社会福祉協議会
地域活動支援センター あざれあ工房

【もくじ】

第1	計画策定の目的	1
第2	施設の立地条件	1
1	立地条件等	
2	施設の構造・設備等	
3	想定する災害	
第3	災害に関する情報の入手方法	2
1	情報の収集	
2	情報の入手方法	
第4	災害時の連絡先及び通信手段の確認	3
1	職員の連絡体制	
2	緊急連絡先	
第5	避難を開始する時期、判断基準	5
1	避難開始の時期、判断基準	
2	臨時休業の判断基準	
第6	避難場所、避難経路、避難方法	5
1	避難場所	
2	避難経路	
3	避難方法	
第7	災害時の人員体制、指揮系統	7
1	指揮系統	
2	役割分担	
3	災害時の職員の参集基準	
第8	関係機関との連携	8
第9	避難・救出その他必要な訓練及び防災教育	8
資料	利用者一覧	

第1 計画策定の目的

この計画は、地震、火災、風水害、その他の災害に対処するため必要な事項を定め、被害の予防と軽減を図り、利用者や職員の安全を確保するために作成します。

社会福祉法人新十津川町社会福祉協議会が運営する地域活動支援センターあざれあ工房（以下「あざれあ工房」という。）の利用者や職員、設備、業務の推進等に大きな被害をもたらすあらゆる災害に対し備えるものです。

第2 施設の立地条件

1 立地条件等

あざれあ工房が所在する新十津川町総合健康福祉センターゆめりあは、新十津川町の東部に位置し、石狩平野の一部に属する肥沃な沖積地帯であり、北側約200mには石狩川水系徳富川が流れ、堤防が整備されています。

本町の災害は、暴風雨による水害が最も多く、次いで冷害、融雪災害が主なものといえます。

【過去の主な災害】

年月日	災害の種類	被害
平成23年7～9月	水害	床下浸水住家 3棟 田 2ha 畑 0.2ha 河川 31か所 道路 35か所 河川（公共災） 10か所 道路（公共災） 4か所
平成22年3月21日	風被害	一部破損住家 1棟 半壊非住家 6棟 営農施設被害 20箇所 停電 300口
平成17年9月7日	台風14号による被害	農業用施設 1か所 河川 2か所 道路 4か所 林道 1か所

平成10年9月15日	竜巻	一部損傷家屋	2戸
		全壊非住家	5戸
		半壊非住家	7戸
平成7年5月23日	新十津川町北部を震源とするマグニチュード5.6の地震	軽傷者	3人
		一部損傷家屋	41戸
		墓石倒壊	128基
		田	8.8ha

2 施設の構造・設備等

総合健康福祉センターゆめりあは、平成11年12月に建設された鉄骨鉄筋コンクリート構造の複合施設であり、新十津川町地域防災計画において避難所に指定されています。

また、ゆめりあは、同計画において備蓄倉庫に指定されており、多くの救援備蓄物資が保管保存されているため、あざれあ工房として備蓄している物資等はありません。

3 想定する災害

施設の立地及び過去の災害等から、想定する災害の種類は次のとおりとします。

◆火災 ◆地震 ◆風水害

第3 災害に関する情報の入手方法

1 情報の収集

施設長は、大型台風の接近など、風水害により被災するおそれがある場合には、職員に対し、大雨や洪水に係る情報の収集を指示します。

職員は、指示に基づき、次の情報を収集します。

- ◆大雨洪水注意報・警報、記録的短時間大雨情報、大雨特別警報
- ◆近隣の河川の水位（水防団待機水位、氾濫危険水位、避難判断水位、氾濫危険水位）及び氾濫情報
- ◆避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）情報

2 情報の入手方法

上記1に掲げる情報は、次の機関等から入手します。

- | | |
|----------------|------------------|
| ◆札幌管区気象台 | ホームページ |
| ◆日本気象協会 | ホームページ |
| ◆国土交通省（川の防災情報） | ホームページ |
| （札幌開発建設部） | ホームページ |
| ◆北海道庁（北海道防災情報） | ホームページ |
| （河川砂防課） | ホームページ |
| ◆新十津川町役場 | 広報巡回車、防災無線、サイレン等 |
| ◆マスメディア | テレビ、ラジオ、インターネット等 |

第4 災害時の連絡先及び通信手段の確認

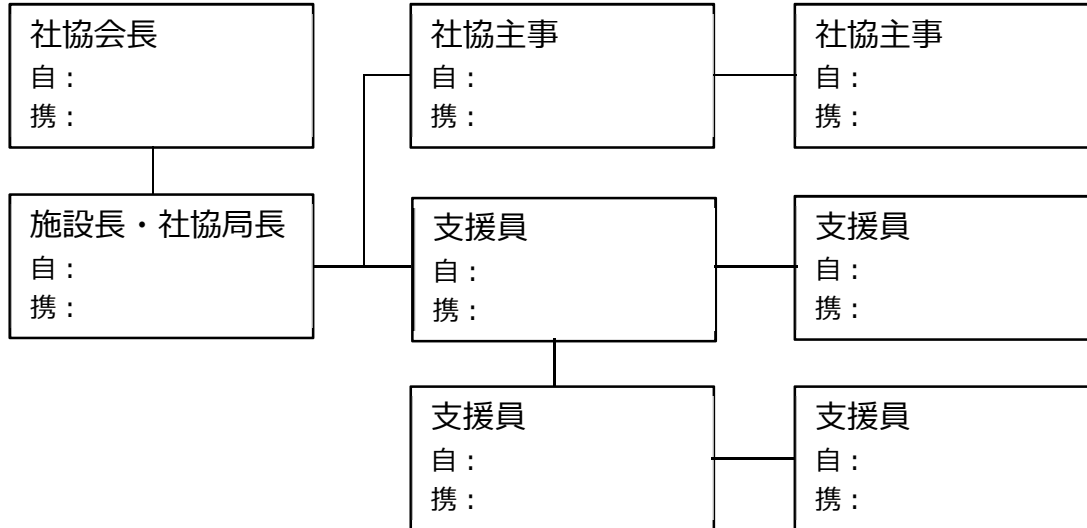
1 職員の連絡体制

(1) 緊急連絡網

職名	氏名	住所	電話	通勤時間
社協会長			自： 携：	
施設長 社協局長			自： 携：	
支援員 チーフ			自： 携：	
支援員			自： 携：	
支援員			自： 携：	
支援員			自： 携：	
社協 副主任			自： 携：	
社協主事			自： 携：	

上記の電話による連絡のほか、E-mail、LINE 等による連絡を併用する。

(2) 緊急連絡系統図



電話による連絡のほか、E-mail、LINE 等による連絡を併用する。

2 緊急連絡先

情報	機関	機関名	電話番号
行政機関	消 防	滝川消防署	0125-23-0119
		新十津川支署	0125-76-2619
	警 察	滝川警察署	0125-24-0110
		新十津川警察官駐在所 花月駐在所 大和駐在所	0125-76-2610 0125-74-2012 0125-76-2573
市町村	新十津川町役場 (災害対策事務局) (保健福祉課)	0125-76-2131 0125-72-2000	
都道府県	空知総合振興局 (地域政策部地域政策課) (滝川地域保健室)	0126-20-2033 0125-24-6201	
医療機関	病 院	滝川市立病院 砂川市立病院 花月クリニック 空知中央病院	0125-22-4311 0125-54-2131 0125-74-2021 0125-76-4111
救護機関	自衛隊	陸上自衛隊第 11 旅団 第 10 普通科連隊	0125-22-2141
その 他	関係法人	社会福祉法人明和会 NPO法人新十津川ぴあネットワーク	0125-76-3050 0125-74-6502

ゆめりあは、避難所に指定されているので、ライフライン関係の連絡先は省略する。

第5 避難を開始する時期、判断基準

施設長を含む職員は、日頃から館内や気象情報等の情報把握に努めるとともに、新十津川町災害対策事務局から発令される情報について、確実に把握し利用者の安全を確保します。

1 避難開始の時期、判断基準

- (1) 火災の場合 火災報知機が鳴動し、館長から避難場所の指示が出されたとき
- (2) 風水害の場合 「避難準備・高齢者等避難開始（注1）」が発令されたとき
- (3) 地震の場合 安全が確保され、避難場所の指示が出されたとき

（注1）発令の拘束力

弱い < 【避難準備・高齢者等避難開始】 < 【避難勧告】 < 【避難指示（緊急）】 < 強い

2 臨時休業の判断基準

総合健康福祉センターゆめりあが一般の用に供されるまで臨時休業とします。

第6 避難場所、避難経路、避難方法

利用者及び職員の安全を確保できたら、避難誘導を行います。

1 避難場所

総合健康福祉センターゆめりあは、町の避難場所に指定されているので、館内の指示された場所に避難します。

ゆめりあ以外の場所が避難場所に指定された場合、速やかに指示された場所に避難します。

また、送迎時や施設外活動時に避難する場合は、次の最寄りの場所に避難します。

区分	地区	名称	住所
広域避難	橋本区	橋本公園	字中央 71-2
	みどり区	みどり公園	字中央 86-123
	菊水区	小学校グラウンド	字中央 520-1
	青葉区	中学校グラウンド	字中央 25

所	中央区	農業高等学校グラウンド	字中央 13
	文京区	中央公園	字中央 1-1

【参考】行政区単位の避難所

行政区	洪水	大地震	
	避難所	避難所 A (最初に避難する所)	避難所 B (その後の状況により)
大和区	西空知広域水道	大和区自治会館	児童館
橋本区	スポーツセンター	橋本区自治会館	スポーツセンター
みどり区	スポーツセンター	みどり区自治会館	農村環境改善センター
菊水区	小学校 (体育館)	菊水区自治会館	中学校 (体育館)
青葉区	中学校 (体育館)	青葉区自治会館	農業高等学校 (体育館)
中央区	中学校 (体育館)	中央区自治会館	中学校 (体育館)
文京区	文京区自治会館	文京区自治会館	小学校 (体育館)
弥生区	児童館	弥生区自治会館	スポーツセンター
花月区	スポーツセンター	花月区自治会館	スポーツセンター
総進区	総進区自治会館	総進区自治会館	スポーツセンター
徳富区	スポーツセンター	活性化センター	スポーツセンター

2 避難経路

施設の被害状況（建物の損傷、備品の転倒、ガラスの散乱など）を確認し、利用者の避難経路を確保します。

建物の倒壊の恐れがある場合は、速やかに避難します。利用者の障害の特性に応じて、避難時に介助が必要な方や、パニック等による2次災害が想定される方の対応も、あらかじめ定めておきます。（別紙「利用者一覧」）

火災が施設内外で発生した場合は、利用者及び職員の避難を優先するとともに、初期消火を実施して延焼防止に努めます。

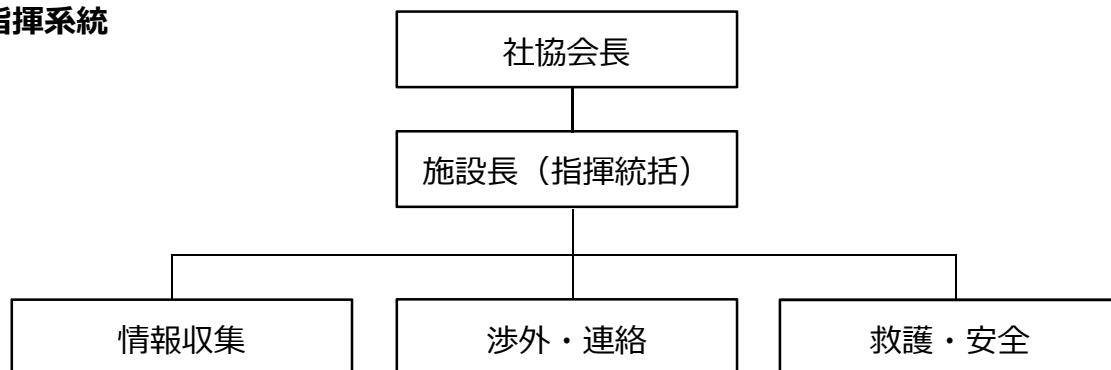
3 避難方法

原則、徒歩で避難します。

自立歩行できない利用者がいた場合、社協所有の車いすを使用し避難します。

第7 災害時の人員体制、指揮系統

1 指揮系統



2 役割分担

指揮統括	係	係員	役割
施設長	情報収集	支援員 (支援員) (支援員)	気象・災害の情報収集
			利用者の安否の把握
			避難状況の確認・取りまとめ
			その他
	渉外・連絡	支援員 (支援員) (支援員)	関係機関との連絡調整
			利用者家族等への連絡
			救助・救援の要請
			その他
	救護・安全	支援員 (支援員) (支援員)	負傷者の救出
			負傷者への応急処置
			負傷者の病院移送
			その他

当日出勤していない職員もいるため、係員は複数兼務とする。

3 災害時の職員の参集基準

あざれあ工房は通所事業所であるため、平日の就業後および休業日（土日祝日等）に発生した災害については、原則職員を参集しません。

災害発生当日、出勤していない職員の参集基準は次のとおりです。

区分	参集基準	対象職員
注意配備	<ul style="list-style-type: none"> 地域に大雨、風雪、洪水の警報が1以上発表されたとき 地域に震度4または震度5弱の地震が発生したとき 	施設長 (自宅待機し出勤に備える)
警戒配備	<ul style="list-style-type: none"> 地域に大雨、風雪、洪水の特別警報が1 	施設長及び常勤職員

	以上発表されたとき ・地域に震度5強の地震が発生したとき	
緊急配備	・地域に災害が発生したとき	全職員

災害発生時の参集については、自らの安全を確保し、家族、近隣の安全を確認したのち参集します。

第8 関係機関との連携

行政や関係機関等の連絡先や連絡方法は、「第4 災害時の連絡先及び通信手段の確認」の「2 緊急連絡先」のとおりです。

あざれあ工房は、総合健康福祉センターゆめりあ内に所在しているので、保健福祉課及び社会福祉協議会と緊密な連携を図ります。

第9 避難・救出その他必要な訓練及び防災教育

毎年、総合健康福祉センターゆめりあで実施する「避難訓練」に必ず参加し、利用者及び職員の防災意識を高めます。

資料

地域活動支援センターあざれあ工房 利用者一覧

No.	氏名	生年月日	障害区分	連絡先	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

非常災害対策計画

地域活動支援センターあざれあ工房

〒073-1103

北海道樺戸郡新十津川町字中央307番地 1

総合健康福祉センターゆめりあ

電話 0125-76-2600 (内線54)

FAX 0125-76-3505

(201804)

防災マップ 新十津川町 洪水ハザードマップ

これまでに最も被害が大きかった
昭和56年災(3日間282ミリ)規模の大雨

100年~150年に1回の確率

L1(1/100-1/150)石狩川3日間260ミリ
徳富川2日間240ミリ

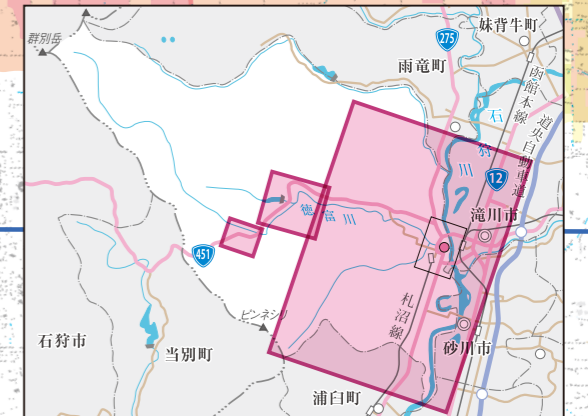
避難所					
行政区	水害	電話番号	地震(1次避難)	地震(2次避難) (その後の状況により)	電話番号
大和	西空知広域水道	76-2486	大和区自治会館	児童館(P21)	76-2402
橋本	スポーツセンター	76-3390	橋本区自治会館(P22)	スポーツセンター	76-3390
みどり	スポーツセンター	76-3390	みどり区自治会館(P22)	改善センター(P21)	76-4233
弥生	児童館(P21)	76-2402	弥生区自治会館	スポーツセンター	76-3390
花月	スポーツセンター	76-3390	花月区自治会館	スポーツセンター	76-3390
総進	総進区自治会館	76-3390	総進区自治会館	スポーツセンター	76-3390
徳富	スポーツセンター	76-3390	吉野地区活性化センター	スポーツセンター	76-3390



地図の見方

防災関連施設	
	広域避難場所
	避難所
	消防
	警察
	医療施設
	ヘリポート
	防災無線
	排水機場
河川浸水深	
	10.0m ~ 20.0m
	5.0m ~ 10.0m
	3.0m ~ 5.0m
	1.0m ~ 3.0m
	0.5m ~ 1.0m
	0.3m ~ 0.5m
	0.0m ~ 0.3m
土砂災害	
	急傾斜地崩壊危険箇所
	土石流危険渓流
	地すべり危険箇所
道路	
	地震時に通行を確保すべき道路
	特に重要な地震時に確保すべき道路

地図の範囲



1:50,000
0 500 1000 2000m

自助・共助

風水害

地震

安全に避難するために
雪害/雷/竜巻

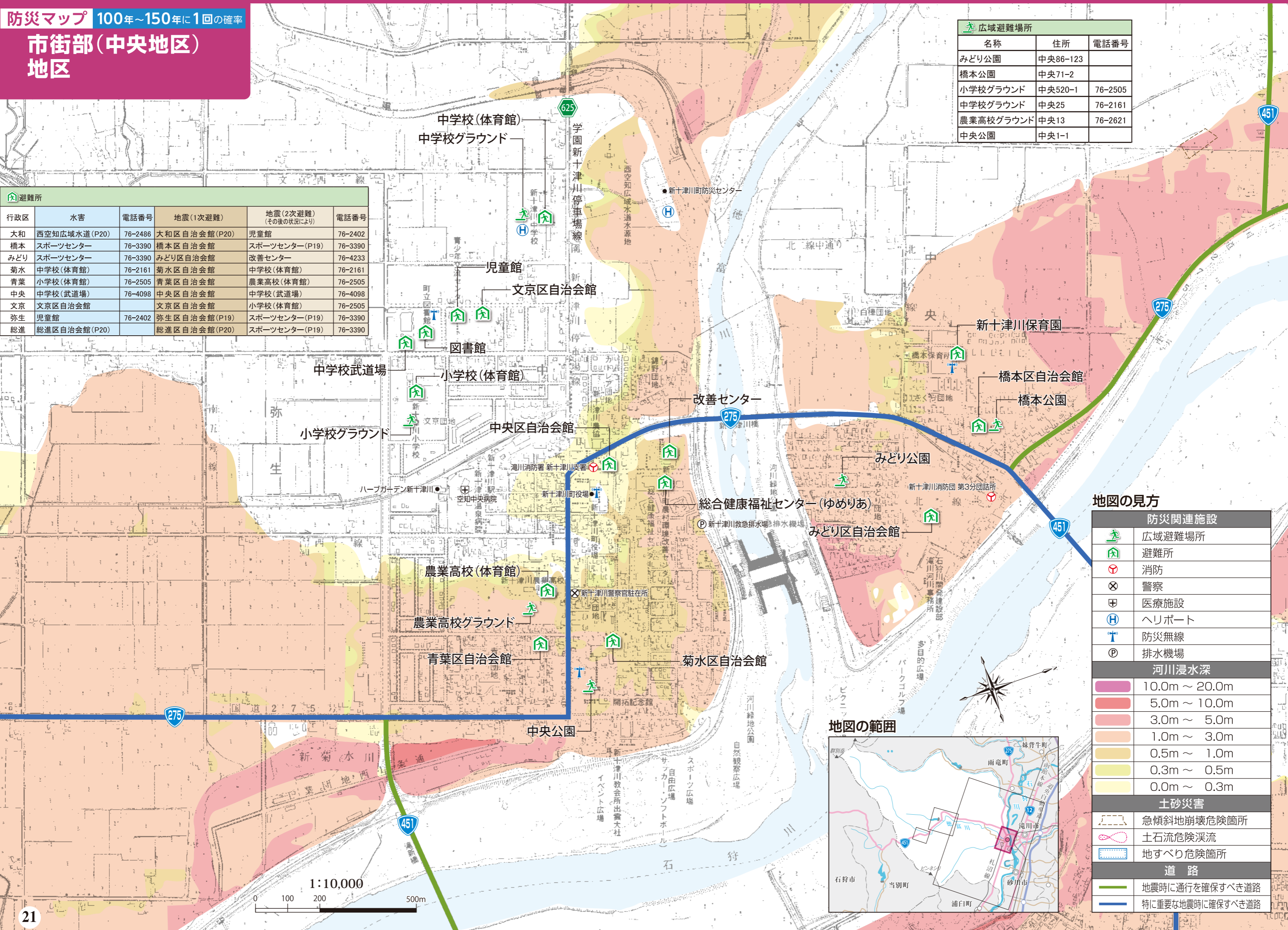
洪水ハザードマップ
「1000年に一度」

洪水ハザードマップ
「百年に一度」

市街部(中央地区) 地区

避難所					
行政区	水害	電話番号	地震(1次避難)	地震(2次避難) (その後の状況により)	電話番号
大和	西空知広域水道(P20)	76-2486	大和区自治会館(P20)	児童館	76-2402
橋本	スポーツセンター	76-3390	橋本区自治会館	スポーツセンター(P19)	76-3390
みどり	スポーツセンター	76-3390	みどり区自治会館	改善センター	76-4233
菊水	中学校(体育館)	76-2161	菊水区自治会館	中学校(体育館)	76-2161
青葉	小学校(体育館)	76-2505	青葉区自治会館	農業高校(体育館)	76-2505
中央	中学校(武道場)	76-4098	中央区自治会館	中学校(武道場)	76-4098
文京	文京区自治会館	76-2505	文京区自治会館	小学校(体育館)	76-2505
弥生	児童館	76-2402	弥生区自治会館(P19)	スポーツセンター(P19)	76-3390
総進	総進区自治会館(P20)	76-3390	総進区自治会館(P20)	スポーツセンター(P19)	76-3390

広域避難場所		
名称	住所	電話番号
みどり公園	中央86-123	
橋本公園	中央71-2	
小学校グラウンド	中央520-1	76-2505
中学校グラウンド	中央25	76-2161
農業高校グラウンド	中央13	76-2621
中央公園	中央1-1	



地図の見方

防災関連施設	
	広域避難場所
	避難所
	消防
	警察
	医療施設
	ヘリポート
	防災無線
	排水機場
河川浸水深	
	10.0m ~ 20.0m
	5.0m ~ 10.0m
	3.0m ~ 5.0m
	1.0m ~ 3.0m
	0.5m ~ 1.0m
	0.3m ~ 0.5m
	0.0m ~ 0.3m
土砂災害	
	急傾斜地崩壊危険箇所
	土石流危険渓流
	地すべり危険箇所
道路	
	地震時に通行を確保すべき道路
	特に重要な地震時に確保すべき道路

地図の範囲



新十津川町 地震防災ハザードマップ

● 地震危険度マップ

地震危険度マップは、「揺れやすさマップ」で示している揺れが発生した場合に、それぞれの地域にある建物の構造（木造・非木造）別、建築年次別建物棟数から、建物に生じる被害の程度を地域ごとに全半壊の比率※1で示したものです。

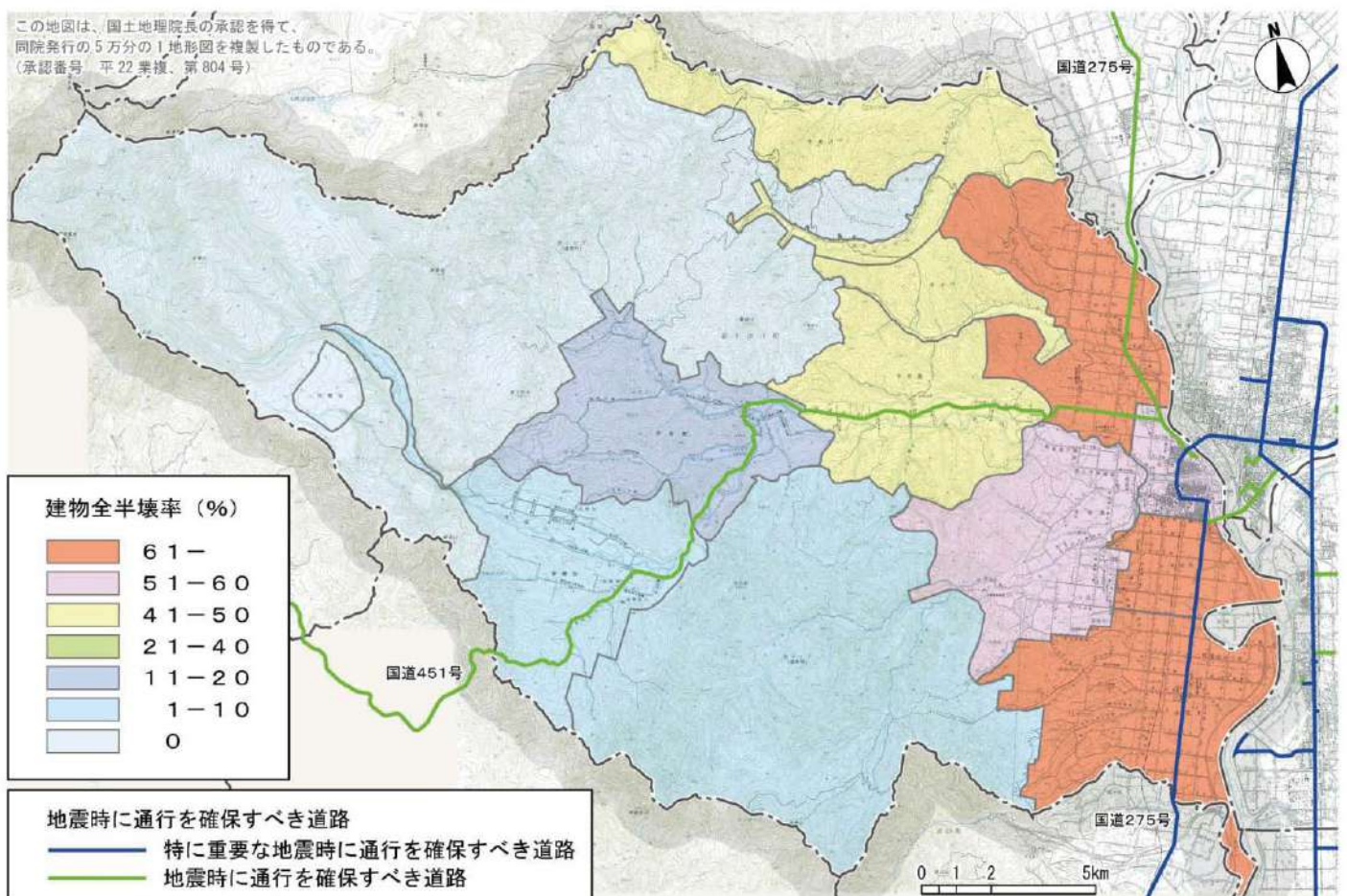
なお、この地震危険度マップは、地震による個々の建物の危険度を表したのではなく、それぞれの地域の平均的な建物被害の危険性を表示しているものです。

一般に、地震の揺れが大きくなると建物被害が大きくなりますが、実際には地震に対する建物の強さは個々の建物によって異なります。

同じ揺れの強さであっても、古い建物や木造の建物は地震に弱く、このような建物の多い地域ほど建物の全半壊率は高くなります。

特に、古い木造建物の多い地区、地震の揺れが大きな地区ほど建物の倒壊などの被害が大きくなる可能性が高まります。

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。
(承認番号 平 22 業 復 第 804 号)



※1：建物全半壊率

建物全半壊率とは、「揺れやすさマップ」で想定した地震により、それぞれの地域で全壊する建物と半壊する建物の割合の合計を表示したものです。

なお、全壊とは、建物が倒壊または損壊した部分が延床面積の70%以上に達し、元通りに再使用できないものをいいます。

また、半壊とは、建物の損壊した部分が延床面積の20%以上70%未満のもので、補修すれば元通りに再使用できるものをいいます。



●もしも地震が起きたときは

地震の揺れを感じたときは、まわりの人にも声をかけながら、**あわてず、まず身の安全を確保しましょう！！**

家庭では

- 頭を保護し、じょうぶな机の下など安全な場所に避難する
- あわてて外へ飛び出さない
- むりに火を消そうとしない



自動車運転中は

- あわててスピードをおとさない
- ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意をうながす
- 急ブレーキはかけず、ゆるやかに速度をおとす



人が大勢いる施設では

- 係員の指示にしたがう
- あわてて出口に走り出さない



屋外(街)では

- スロツク塼の倒壊に注意
- 看板や割れたガラスの落下に注意



鉄道・バスでは

- つり革、手すりにしっかりとつかまる



エレベーターでは

- 最寄りの階に停止させ、すぐにおりる



資料：気象庁震度階級の解説（平成23年1月 気象庁）緊急地震速報のリーフレットより

●耐震診断・耐震改修の流れ

誰でもできるわが家の耐震診断

どなたでもできる簡易な診断方法です。
(財)日本建築防災協会のホームページでみられます。

耐震性に心配がある場合
より詳しく診断したい場合

一般診断による耐震診断

建築士や工務店など専門家による診断です。
図面によるチェック及び簡単な現地調査を行います。

さらに詳しく診断したい場合

精密診断による耐震診断

補強の要否の最終的な診断です。
建築士などの専門家に相談します。

耐震改修が必要な場合

耐震改修計画・耐震改修工事

ご自宅等に不安のある方は、
ご自分で簡易な耐震診断を行うか、
専門家による耐震診断を受け、
耐震性に乏しいときには
耐震改修を行いましょう。



詳しくは、
(財)日本建築防災協会の
ホームページをご覧ください。
<http://www.kenchiku-bosai.or.jp>

●地震に強い建物にしましょう

住宅を建てる場合には、建築基準法に基づいた耐震基準に従って建てなければなりません。

この基準は、大きな地震の発生をきっかけに何度か見直しが行われ、昭和56年6月に、大地震に対する構造安全基準が大きく改正され、いわゆる新耐震基準が施行されました。

平成7年1月に発生した、阪神・淡路大震災では、新耐震基準で建てられた建物の被害は少なく、昭和56年5月以前の耐震基準の建物や、形や構造形式にバランスの欠いた建物で大きな被害が発生しました。

昭和56年5月以前の耐震基準の建物をお持ちの方は、耐震性の低い可能性がありますので、耐震診断を行い、必要なときは耐震改修を行うことをお勧めします。

新十津川町地震防災ハザードマップ

発行：北海道新十津川町

製作：新十津川町建設課

住所：新十津川町字中央301番地1

TEL：0125-76-2139

● 揺れやすさマップ ●

揺れやすさマップは、新十津川町で発生すると考えられる想定地震※2のうち、もっとも揺れの大きな地震について、地盤情報などから計算された揺れの大きさの地域ごとの分布を表しています。

地震の揺れの大きさを計算する単位としては、一片を約500mとするメッシュを用いています。

なお、軟弱地盤など地盤条件の悪いところでは揺れが大きくなることがあります。また同じ建物でも階や場所により震度が異なりますので注意が必要です。

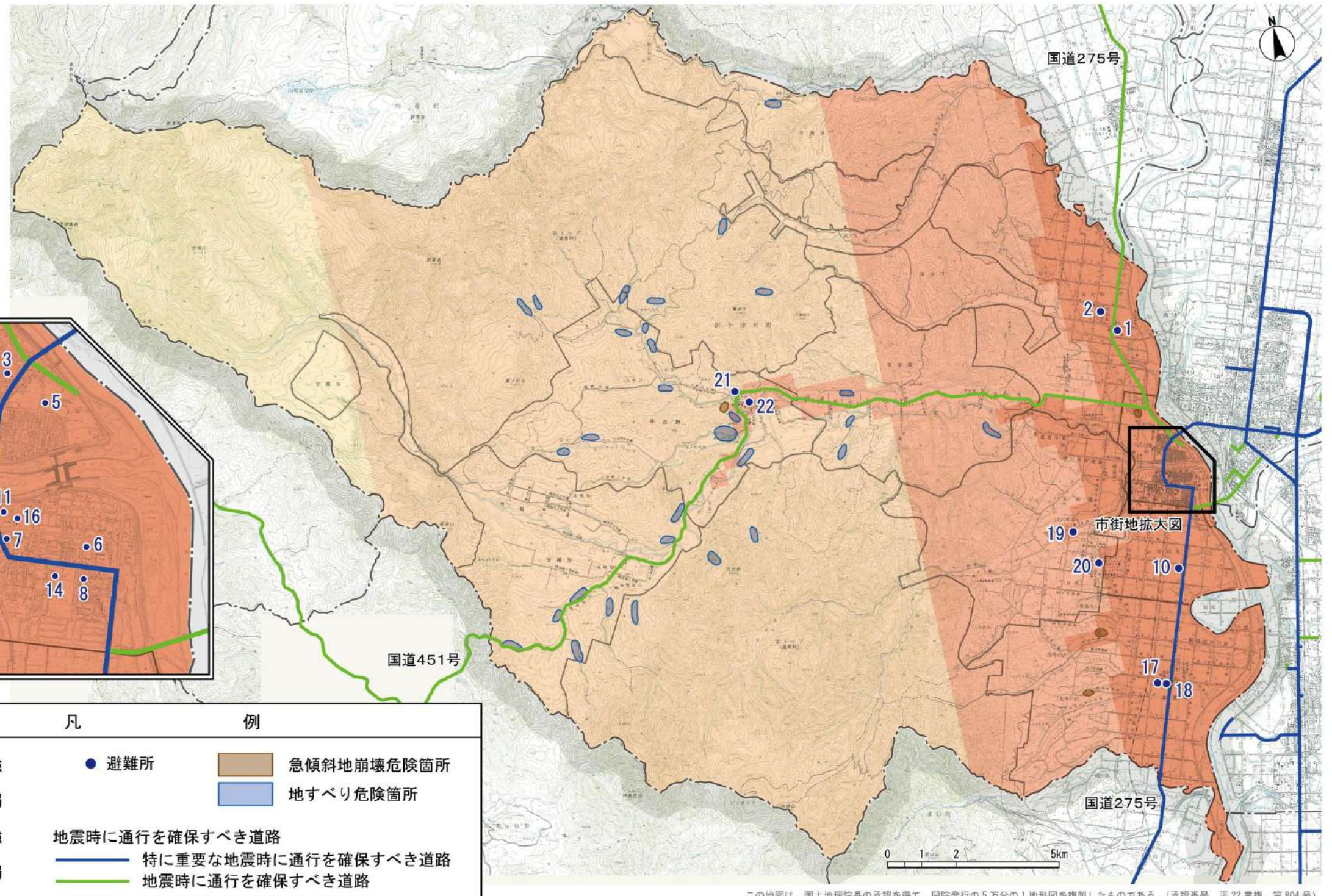
※2：想定地震

北海道の調査結果を踏まえ、新十津川町への影響が大きいと想定される「十勝沖・釧路沖の地震」、「沼田-砂川付近の断層帯」による地震、「全国どこでも起こり得る直下の地震」という3つの地震の中から、もっとも揺れが大きくなる「沼田-砂川付近の断層帯」による地震を想定して作成しています。

● 震度と揺れ等の状況

<p>5弱</p>	<p>【震度5弱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。 ● 棚にある食器類や本が落ちることがある。 ● 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。
<p>5強</p>	<p>【震度5強】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 物につかまらなさと歩くことが難しい。 ● 棚にある食器類や本で落ちるものが多い。 ● 固定していない家具が倒れることがある。 ● 補強されていないブロック塀が崩れることがある。
<p>6弱</p>	<p>【震度6弱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 立っていることが困難になる。 ● 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることもある。 ● 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。 ● 耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
<p>6強</p>	<p>【震度6強】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● はわないと動くことができない。飛ばされることもある。 ● 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多い。 ● 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが多い。 ● 大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。

資料：気象庁震度階級の解説 平成21年3月 気象庁



避難所	
1	旧大和小学校
2	大和区自治会館
3	橋本区自治会館
4	新十津川保育園
5	みどり区自治会館
6	菊水区自治会館
7	中央区自治会館
8	青葉区自治会館
9	文京区自治会館
10	弥生区自治会館
11	農村環境改善センター
12	新十津川小学校
13	新十津川中学校
14	新十津川農業高等学校
15	青少年交流センター
16	総合健康福祉センター
17	花月区自治会館
18	旧花月小学校
19	総進区自治会館
20	スポーツセンター
21	アートの森彫刻体験交流促進施設
22	吉野地区活性化センター

凡 例

震度6強	避難所	急傾斜地崩壊危険箇所
震度6弱		地すべり危険箇所
震度5強		
震度5弱		

地震時に通行を確保すべき道路

- 特に重要な地震時に通行を確保すべき道路
- 地震時に通行を確保すべき道路

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平22業復、第804号)